

信濃では 桜早いと 雪が舞い 梅柿

## 佐藤寿三郎の議員活動詳報

### ことぶき月報 (No.246) 2019年3月号

終世書生気質：ブログ・千曲のかなた（日々の議員活動をお伝えします）

#### 1. 須坂市議会3月定例会の顛末について

##### 【私の議会内議員活動】

3月定例会は2月26日招集され開会し、会期は3月22日までの25日間でした。今3月定例会に上程された議案は、事件決議3件、条例9件、補正予算7件、当初予算8件でした。採決の結果は下記のとおりです。

###### (1) 今定例会に提出された注目すべき議案として。

###### 1) 事件決議から。

議案第2号 権利の放棄について。法律用語が適當と思われない。

議案第3号 損害賠償の額を定めることについて。

余りにも市職員が起こした交通事故による損害賠償に対する姿勢が寛大過ぎないかと感じます。故意・過失を厳格に精査し、場合によっては本人に損額を弁償させるべきと考えます。職員の重過失に甘いのではないか。

議案第4号 市道の変更について。

計画の取消しによる変更であれば、納得しますが、担当課の法的に実現性が乏しい計画申立の安易な申立の受理があったのではないかと、懸念します。申請に当たっての申立人との十分な事前協議を求めます。

◇上記3件は簡易採決。小職は何れも賛成。議会採決は何れも「原案とおり可決」。

###### 2) 条例案から。

議案第5号 須坂市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第6号 須坂市市税条例の一部を改正する条例について

議案第7号 須坂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇上記3件は簡易採決。小職は何れも賛成。議会採決は何れも「原案とおり可決」。

議案第8号 須坂市蔵の町ふれあい館条例の一部を改正する条例について

◇本議案に関して、小職は反対。議会採決は「原案否決」

※後記、予算決算特別委員会分科会で出された質疑と答弁の手控に、反対理由を記述しました。

議案第 9 号 須坂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 11 号 須坂市水道法の施行に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 27 号 須坂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 28 号 須坂市火災予防条例の一部を改正する条例について

◇上記 4 件は簡易採決。小職は何れも賛成。議会採決は何れも「原案とおり可決」。

### 3) 補正予算（案）から。

議案第 12 号 平成 30 年度須坂市一般会計補正予算第 8 号

補正額：3 億 9,113 万 7 千円

議案第 13 号 平成 30 年度須坂市国民健康保険特別会計補正予算第 3 号

補正額；△1 億 7,866 万 2 千円

議案第 14 号 平成 30 年度井上、幸高、九反田、中島財産区特別会計補正予算第 2 号

補正額；22 万 9 千円

議案第 15 号 平成 30 年度須坂市介護保険特別会計補正予算第 3 号

補正額；△1 億 9,277 万 7 千円

議案第 16 号 平成 30 年度須坂市後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号

補正額；2,682 万 3 千円

議案第 17 号 平成 30 年度須坂市水道事業会計補正予算第 3 号

補正額；収益的支出 △3,319 万 5 千円

資本的収入 △300 万円

資本的支出 △21 万 2 千円

議案第 18 号 平成 30 年度須坂市下水道事業会計補正予算第 3 号

補正額：収益的収入 3,656 万 5 千円

収益的支出 △788 万 3 千円

資本的収入 △3,020 万円

資本的支出 △4,100 万円

◇上記 7 件は簡易採決。小職は何れも賛成。議会採決は何れも「原案とおり可決」。

### 4) 当初予算

議案第 19 号 2019 年度須坂市一般会計予算

当初予算額：213 億 3 千万円

○何れも起立採決

◇宮本議員修正案に関して 小職は反対。議会採決は「修正案否決」

◇岩田議員修正案に関して 小職は反対。議会採決は「修正案否決」

- ◇原案採決に関して 小職は賛成。議会採決は「原案とおり可決」  
◇付帯決議の上程 小職は賛成。議会採決は「原案とおり可決」

議案第 20 号 2019 年度須坂市国民健康保険特別会計予算  
当初予算額：53 億 2,670 万円

議案第 21 号 2019 年度井上、幸高、九反田、中島財産区特別会計予算  
当初予算額：781 万 1 千円

議案第 22 号 2019 年度須坂市介護保険特別会計予算  
当初予算額：44 億 5,725 万 7 千円

- ◇上記 3 件は簡易採決。小職は何れも賛成。議会採決は何れも「原案とおり可決」。

議案第 23 号 2019 年度須坂市後期高齢者医療特別会計予算  
当初予算額：6 億 5,173 万円

○起立採決

- ◇本議案に関して、小職は反対。議会採決は「原案のとおり可決」

議案第 24 号 2019 年度須坂市水道事業会計予算  
当初予算額：20 億 5,248 万円

○起立採決

- ◇本議案に関して、小職は賛成。議会採決は「原案のとおり可決」

議案第 25 号 2019 年度須坂市下水道事業会計予算  
当初予算額：35 億 8,588 万 1 千円

○起立採決

- ◇本議案に関して、小職は賛成。議会採決は「原案のとおり可決」

議案第 26 号 2019 年度須坂市宅地造成事業会計予算  
当初予算額：750 万 6 千円

- ◇上記は簡易採決。小職は賛成。議会採決は「原案とおり可決」。

5) 請願外

請願第 1 号 辺野古新基地建設工事の中止を求める請願

○起立採決

- ◇本請願に関して、小職は賛成。議会は不採択

請願第 2 号 米軍基地負担に関する請願

○起立採決

- ◇本請願に関して、小職は賛成。議会は採択

同意第 2 号 公平委員会委員の選任について

同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- ◇上記 2 は簡易採決。小職は何れも賛成。議会何れも「原案に同意」。

議会第1号 須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について

○起立採決

◇本議案に関して、小職は反対。議会採決は「原案否決」

◎佐藤壽三郎議員の反対理由書

市長の渡米旅費に関わる「私費負担」発言が、公職選挙法第199条2項の寄附に該当するとして糾弾するのは、いささか早計と思えます。

況や、市長発言を殊更に振りかざし、市長の失態だと執拗に追及し、条例の一部の改正を迫る手法は、議会には馴染まないものと思料します。

依って反対しました。

意見書第1号 辺野古新基地建設工事の中止を求める意見書

○起立採決

◇本議案に関して、小職は賛成。議会採決は「否決」

意見書第2号 米軍基地負担に関する意見書

○起立採決

◇本議案に関して、小職は賛成。議会採決は「可決」

意見書第3号食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書

○起立採決

◇本議案に関して、小職は賛成。議会採決は「可決」

6) ○市議会議員選挙の課題等検討特別委員会の設置及び委員の選任について

1. 設置目的

- (1) 市議会議員選挙に立候補しやすい環境づくりについて
- (2) 市議会に対する市民の関心を高める方策について
- (3) その他市議会議員選挙の諸課題等について

委員会名	委 員 氏 名	
市議会議員選挙の課題等検討特別委員会 (10人以内)	荒井 敏	堀 内 章 一
	水越正和	宮 本 泰 成
	岡 田 宗 之	酒 井 和 裕
	塩 崎 貞 夫	浅 井 洋 子
	竹 内 勉	岩 田 修 二

(2) 今議会の予算決算特別委員会分科会で出された質疑と答弁の手控え

開議日時 平成31年3月20日・開議場所 議会第4委員会室

1) 総務文教委員会

◎補正予算分

Q : 特別保育事業の賃金の減額理由

A : 特別保育担当保育士が36人、延長保育担当保育士が44人おり、病気等による休暇等で勤務時間数が減となり、今後の予定も含め、全体で精査して減額した。

### ◎当初予算分

Q：地方自治体の財産区分について

A：地方自治法上、財産は公有財産、物品、債権、基金の4種類ある。

公有財産は、普通財産と行政財産に区分される。美術品は物品である。

## 2) 経済建設委員会

開議日時 平成31年月日・開議場所 議会第4委員会室

### ◎補正予算分

Q：県営農村地域防災減災事業負担金で豊丘地籍の溜め池の耐震化工事について。

A：豊丘野下原溜め池2号の耐震化の全体事業費は8千万円を予定。その内11%が須坂市の負担。

### ◎当初予算分

Q：しらふじは国の有形登録文化財であるが、どの程度の改修を想定しているのか。

A：外周は基本的にそのまま残す。内部については改修できるので、今後のプロポーザルの提案によって、改修も有り得る。

Q：しらふじの賃貸借料を5万円/月の算出根拠について。

A：市が所有する普通財産については、須坂市の財務規則で固定資産税の課税標準額の6%で貸し付ける規定がある。しらふじの土地と建物を確認し、約10万8千円という金額を算出した。しらふじの民間活用が図れるのであれば、財政基盤が弱い個人の方であっても、貸付けができるよう半額の5万円とした。

### 【佐藤壽三郎議員異議あり】

須坂市の財務規則で固定資産税の課税標準額の6%で貸し付ける規定に則り、10万8千円という金額を算出したにも拘わらず、半額の5万円としたことは、行政裁量権の枠を明らかに超えるものであり、市から普通財産を借り受けている契約者全てに、規定の半額で貸付けしているなら兎も角、そうでないとするならば、他者との間に不公平を生ずることとなるので容認できない。市が「しらふじ」を「お荷物」とするならば、即刻公売すべきである。

## 3) 福祉環境委員会

開議日時 平成31年月日・開議場所 議会第4委員会室

### ◎補正予算分

Q：公共交通対策事業の鉄道軌道輸送対策事業補助金の沿線市町村の負担額について。

A：負担額は、全体事業費の1/3が国、1/3が事業者負担、残りの1/3については、そのうちの半分である1/6は県。残りの1/6を長野市、須坂市、小布施町、中野市、山ノ内町で延長割により負担する。全体事業費の3.66%を須坂市が負担している。

## ◎当初予算分

Q：風しんのまん延を防止するために、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4

月 1 日までに生まれた男子を対象に行う抗体検査委該當者について。

A：当市の対象者は 6 千人。本事業は 3 か年間を予定している。

Q：峰の原高原で民間業者が運営してきた水道事業が市に移管されることについて。

A：老朽化した水道施設の更新と将来に亘る安定給水の維持確保のため、水道事業を市営化し、水道施設の整備を進めることになった。費用については辺地債を活用する。

### 【佐藤壽三郎議員異議あり】

民間業者による宅造事業のツケを、須坂市が尻拭いする法的根拠を明確にせねば、「緊急的救済措置」の名目で多額な辺地債を負う須坂市の措置は、美談では済まされない。決して民間業者の尻拭いでないならば、市民に明確に財政負担の説明をしなければ、市民の納得を得られないと思われる。

## （3）全員協議会

開議日時 平成 31 年 3 月 22 日

開議場所 議会第 4 委員会室

協議事項 ①新選挙管理委員長就任あいさつ

②追加議案について

③本日の議事日程及び議案の取扱いについて

④追加議案の説明

⑤専決処分について

⑥広域連合議会の報告について

⑦その他

## （4）今定例会一般質問で私が取り上げた諸課題

3 月 5 日登壇して、下記の内容の一般質問を行いました。

### 1. 民主主義政治の根幹に関わる市民意識について

(1) 民主主義政治における選挙の意義について

① 選挙の定義について。

② 「無投票当選制度は、市民の信託を得たと言えるだろうか。」の市民の声について。

③ 選挙公報を発行しなかった理由について。

### 2. みんなのまちづくり計画について

(1) 国道 406 号の改修計画について

① 改修計画の進捗状況について。

② 改修区域は、北横町交差点から高梨町西交差点の区間であるとの認識の確認。

③ 改修範囲の道路の改修計画に要する期間の確認。

④ 市民から改良工事の要望が強い「須坂駅南交差点」の改良についての進捗について。

⑤ 「北横町交差点」は、時間によっては須坂駅方面から村山方面に右折しようとしても、3 回、4 回信号待ちしないと国道 406 号に入れ

ない。

これは事故等による渋滞ではないと思うが、市はこの渋滞原因を調査されたことの事実確認について。

(2) 八町線（通称泉小路）の整備について

- ① 工事の進捗状況について。
- ② 沿道の建物の取壟しも済み、下水道工事等のインフラ整備が行われておりますが、向こう3か年で国道406号から金井原通りまでの当初の計画は終了する見通について。

(3) 市民から小職に要望が寄せられている交差点について

- ① 「八幡町中央交差点」（長野銀行須坂南支店）に、メセナホール北交差点からの下り車線において、「右折車線」を渋滞緩和のため設置して欲しい要請の取次。
- ② メセナホール前南詰めの変則交差点は、見通しが悪く極めて危険であるので、信号設置をして欲しい要請の取次。

(4) 所有者不明土地を売却可能とする政府の動きについて

- ① 法案の中味を把握について。
- ② 把握されていましたら、法案の概要について。
- ③ 市内で、所有者不明土地としての該当地の有無について。

### 3. 健康に暮らせるまちづくりについて

(1) インフルエンザの大流行と対応経過について

- ① 2月初旬にはインフル患者が過去最多の報道でしたが、これに対して須坂市がとられた措置並びに対応策について。
- ② その措置等の成果について。
- ③ 3月初旬に行われる高校入試に向けての、インフルエンザ対応について。

(2) 風しん流行に関する国立感染症研究所の情報について

- ① 風しんは、30代から40代の男性を中心に感染者が増えているとのことですですが、「風疹」と「麻疹」の違いについて。
- ② 市は新年度予算で「風しん抗体検査及び予防接種の実施」を掲げております。この事業について。

### 4. 快適に生活できるまちづくりについて

(1) 水道事業の将来に亘る健全経営について

- ① 水道事業の採算割れの主たる原因は何か。
- ② 水道事業経営立て直し検討策について。
- ③ 水道事業の広域化等様々な選択肢があるようですが、これについて遠望した所見について。

### (5) 今定例会の一般質問総括

今定例会で、15名の議員が一般質問を行いました。

取り上げた課題は概ね以下のとおりです。

○行政一般	7議員	○福祉・環境問題	8議員
○教育問題	4議員	○時事問題	4議員
○産業振興問題	24議員	○市の活性化等	8議員
○議会・無投票当選	2議員	○大型商業施設	3議員
○消費税	1議員		

## 2. 長野広域連合議会

開議日時 平成 30 年 2 月 14 日  
開議場所 長野市議会議場  
協議事項 議案 1 平成 31 年度長野広域連合一般会計予算  
議案 2 平成 31 年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算  
議案 3 平成 31 年度長野広域連合長野地域ふるさと事業特別会計予算  
議案 4 平成 31 年度長野広域連合ごみ処理施設事業特別会計予算  
議案 5 土地の買入れについて（仮称）長野広域連合 B 焼却施設建設事業地）  
議案 6 公平委員会委員の選出：西沢昭子氏（長野市篠ノ井）  
承認 1 専決処分の報告承認を求めることについて（長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

◎上記議案並びに承認を原案とおり可決しました。

開議日時 平成 30 年 3 月 10 日  
開議場所 長野市環境エネルギーセンター  
竣工式 就航式並びに植樹式  
長野広域連合議会福祉環境委員長としてテープカット。

開議日時 平成 30 年 3 月 10 日  
開議場所 ホテル国際 21 南館 3 階 「千歳」  
式 典 認定審査委員任命式・感謝状贈呈式  
長野広域連合議会福祉環境委員長として式典に立会う。

## 3. 【私の議会外議員活動】

催名：有志議員による法学概論学習会  
期日 平成 31 年 3 月 27 日  
場所 議会第 1 委員会室  
講師 特定行政書士・法学士 佐藤壽三郎  
内容 法を学ぶことの意義。法とは何か、法と規範、法規範の特質と機能、日本における法の歴史と法意識、法学の学び方について。

## 4. 【研究・地方議会と市議会議員】

**須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する  
条例についてこれを否とする研究結果**

市議会議員 佐 藤 壽三郎

条例の一部を改正する提出者宮本泰成議員外 1 名（以下、提出者らという。）が掲げる理由のうち、1 つに、市長が平成 30 年 9 月 14 日から 9 月 19 日まで米国オレゴン州ポートランドへ「私費」で行くと公の場である議会及び市民の前で再三表明し、視察研修を行ったことは、公職選挙法第 199 条の 2 に違反する恐れが強いこと。2 つに、出張後に正しても法に違反するおそれが強い行為をし

た事実は、なかつたことにできること。3に、だから、条例を改正し給与の暫定的な減額措置をとり、自らの発言を実現せよとの主張に基づき、条例の一部を改正せよ。とある。

公職選挙法第199条の2の条文は、「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。」とあり、これがそのまま構成要件であり違法性あります。

公職選挙法第199条の2の寄付罪の成立には、公職選挙法が形式犯であることから、「この寄付行為が受寄付者（物品を受領した者）において、公職の候補者等からの寄附であることを認識しうる形態においてなされることを必要とせず、受寄付者がそのように認識していたことも必要でない。」【国政情報センタ一刊。選挙運動違反の逮捕実例集より】とされております。茲が実質犯と形式犯の違いであることを、十分に留意する必要あると考えます。

そこで、公職選挙法第199条の2寄付の禁止に係る過去の判例事例を調べましたところ2件ありました。

1件は、平成10年3月施行の千葉県御宿町長選挙において、A氏は当該選挙に立候補するために、同町役場を退職。辞職に際し、同町職員で構成される親睦団体から餞別金19万円、同町から報奨金30万円を贈呈されたことから、在職中の謝礼等の趣旨で、退職後間もなく、同町職員92名に対し、ビール券各5枚（時価3,670円相当、時価合計33万7640円相当）を手渡しや郵送などの方法で供与し、寄付したとして、公職選挙法第249条の2第3項で起訴され有罪に処された事件でした。

いま1件は、平成7年11月 福岡県豊前市長選挙において、立候補を予定していた現職市長A氏が、当該選挙の約3か月前に、同市及び周辺地域で風習となっている「初盆参り」として、市内の新盆を迎えた163軒を訪問、自ら用意した現金5千円を受領させ、寄付をした。公職選挙法第249条の2第1項で起訴され、これが公職の候補者等の寄付の禁止及び制限違反にあたるとして有罪になった事件です。

今回の本案提出理由の条例改正案の争点は、米国オレゴン州ポートランドへ「私費負担」で行くと、公の場である議会及び市民の前で再三発言したことが、公職選挙法第199条の2に違反するか否かであります。

このことについて、提案者らが主張する、犯罪が成立するための構成要件や起訴要件を無視し、条文を包括的・一元的に捉えて杓子定規に論ずれば、「公職選挙法第199条の2項に抵触するおそれが強い。」とする理屈も可能かもしれません、刑法を論ずるときは、罪刑法定主義を念頭に置き、更に法益保護機能や人権保障機能をも併せて勘案し論じなければなりません。

この点を、平成31年3月12日に開かれた総務文教委員会の質疑で、小職が提案者に「実質犯と形式犯の違い」の説明を求めたところ、提案者らは「不知」

との答えであり、このことから刑法に関する知識は皆無と察し、以降用意していた質問をすべて取り止めた経緯があります。

要は、市長の「私費負担」発言を、公職選挙法第 199 条 2 項の寄附行為であると、即、断定できるかあります。常識的に考へても、「寄付行為」を包含した話を公の場である議会及び市民の前で、然も再三に亘り市長が「私費負担」発言をするでしょうか。市長の不用意な発言がそのまま即公職選挙法第 199 条の 2 に違反すると断定することは、些か的外れであり、論理に無理があると申せます。

更に、市長が旅費の支給申請を市にしない限り、市としての会計処理は、金 48 万 3,230 円は不関知で処理されたと思料します（市は申請のないものを支払うことではない。）。市長の旅費請求不申請を捉えて、この不作為は、第 199 条 2 項の寄附行為と決めつけるのは、無理があると思料します。

又、市長が議員の一般質問での執拗な追及とも恫喝とも思える言動に屈服し、これを聞き入れて旅費の 48 万 3,230 円を市に請求し、この支払いを市から受けたことについて、提案者らは「市長は遡及しての旅費請求はできない。この行為は違法だ。」と発言しているが、そもそも市長は米国オレゴン州ポートランドへ「私費」で行くと、公の場である議会及び市民の前で再三表明していることは事実であるが、然しその公言の中で、一言たりとも、この旅費を「当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、選挙民に寄附する。」ことを推測させる内容発言や不信な挙動があったのでしょうか。提案者らは「旅費の私費負担は違法だ」、これを聞き入れて旅費を請求し受給したら、これまた「違法だ」と騒ぎ立てる行為は、専に「御為ごかし」の何ものでもありません。

当該選挙区内にある者に対し、旅費の 48 万 3,230 円の金品のバラマキ行為、言い換えれば寄附行為をした話は、渡米視察から凡そ半年も経過するも些かも巷間に聞こえきません。市長から金品を貰ったとする受寄付者が、選挙区内であるこの須坂市内にいる話も一向に聞こえて参りません。このことは、専に旅費の 48 万 3,230 円の金品のバラマキ行為など一切無かったと言い切れます。第 199 条 2 項の寄附行為の事実は見当たらないのであります。

依って、提案者らが掲げる理由の 1 の事実の立証を、提案者自ら示されない以上、理由の 2、3 は妥当性を欠く要求と思料します。市議会は捜査機関ではなく、議員は捜査官ではありません。況して議場は法廷ではありません。提案者らは議員の本分を失念した行為と言わざるを得ません。

市長発言を、殊更に振りかざし、市長の失態だとして執拗に追及し、条例の一部の改正を迫る手法は、議会には馴染まないものと思料します。

依って、縷々記述した理由を以って、本条例改正案に反対と結論付ます。

【参考文献 刑法綱要（総論）・（各論） 団藤重光著：創文社。刑法概説（総論）（各論） 大塚 仁著：有斐閣。刑法 1（総論） 下村康正：中央大学。デバイス刑法総論・各論：早稲田経営出版。選挙運動違反の逮捕実例集：中島孝司著：国政情報センター。地方選挙早わかり：全国市区選挙管理委員会連合会編】

## 7. 【保育園・小・中学校・教育委員会関係】

- ① 平成 31 年 3 月 14 日、須坂市立墨坂中学校（校長：三溝清洋）は平成 30 年度（第 61 回）卒業証書授与式を挙行しました。本年度の卒業生 184 名（男子 91 名、女子 93 名）は、各々壇上に登り、校長先生より卒業証書を手渡されました。

三溝校長先生は、卒業生に

「この墨坂中学で培った、強く・賢く・共育ちと立志の志しは、皆さんの将来の励みとなる」と謹の言葉として生徒を激励されました。

- ② 平成 31 年 3 月 15 日、須坂市立森上小学校（校長：田中菜穂子）は平成 30 年度卒業証書授与式を挙行しました。本年度の卒業生 61 名（男子 26 名、女子 35 名）は、各々壇上に登り、田中校長先生より卒業証書を手渡されました。

田中校長先生は、卒業生に森上小学校の組名である、智・仁・勇組の所以を  
「智とは：正しく・賢く・直き心であること。仁とは：思いやりと感謝の心であること。勇とは：勇気をもって生きること。友という絆を大切にして、これから永い人生を歩んで欲しい。」と、謹の言葉として智・仁・勇を諭されました。

■□■□■□■□■□ ■□■□■□■□■□ 発行日 平成 31 年 3 月 31 日

編集：発行人 須坂市議会議員 佐藤 壽三郎

<http://www.zyusaburo.com/> ホームページ

<http://zyusaburo.blog.fc2.com/> ブログ・千曲のかなた